

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」の運用の見直しについて

平成27年5月28日 鹿児島県土木部監理課

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」（以下「指名要綱」という。）については、当分の間、次のとおり運用します。

1 適用範囲

本運用指針（案）は、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格審査要綱」の業務のうち、土木部（商工労働水産部漁港漁場課を含む。以下同じ。）が所管する土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に適用します。

2 指名の基本的考え方

- (1) 原則として県内に本店を有する業者（以下「県内業者」という。）を指名します。
- (2) 県内業者の指名に当たっては、業務に必要な有資格者数など、技術力を重視して指名を行います。
なお、業務の内容によっては、地域性を考慮して指名を行います。
- (3) 特に、高度な技術力を要する業務については、当該業務の実績を有する県内業者及び県外に本店を有する業者（以下「県外業者」という。）を指名することとし、県外業者については、県内に営業所を有する業者を優先的に指名します。

3 指名の手順

- (1) 過去3年間に土木部所管の土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務における指名実績があった業者を選定します。
- (2) (1)で選定した業者ごとに実績高、自己資本額、有資格者数、営業年数を基に算定した総合点数に従い選定表を作成します。
- (3) 橋梁、港湾・漁港構造物設計及び地すべり対策等については、専門分野の有資格者の保有状況や同種業務の実績を勘案し、別紙－1の要件を満たす業者を選定します。
- (4) 各地域振興局、各支庁（支所、事務所を含む。）（以下「振興局等」という。）は、選定表を基に、域振興等ごとにそれぞれの実績等を考慮した指名候補者リストを作成します。
- (5) 土木関係建設コンサルタント業務においては、(4)の指名候補者リストに記載の業者のうち県内業者について、(1)の総合点数の上位順に、A、B、Cの3グループに区分します。【A・Bグループ（各20社程度）、Cグループ（10～20社程度）】
- (6) 原則として、別紙－2において業務の難易度の区分ごとに定める指名グループの中から、指名要綱別表（第2条関係）の3において設計金額の区分ごとに定める業者数を指名します。

4 その他

- (1) 振興局等は、選定表に掲載されていない業者については、管内の公共事業（国、県、市町村及び公社・公団等の事業）の業務実績などを勘案して、入札契約手続運営委員会の審議を経て指名候補者リストに追加できることとしています。
- (2) 本運用は、平成27年6月1日以降に指名通知を行う業務に適用します。
- (3) 選定表及び指名候補者リストについては、毎年、更新を行います。

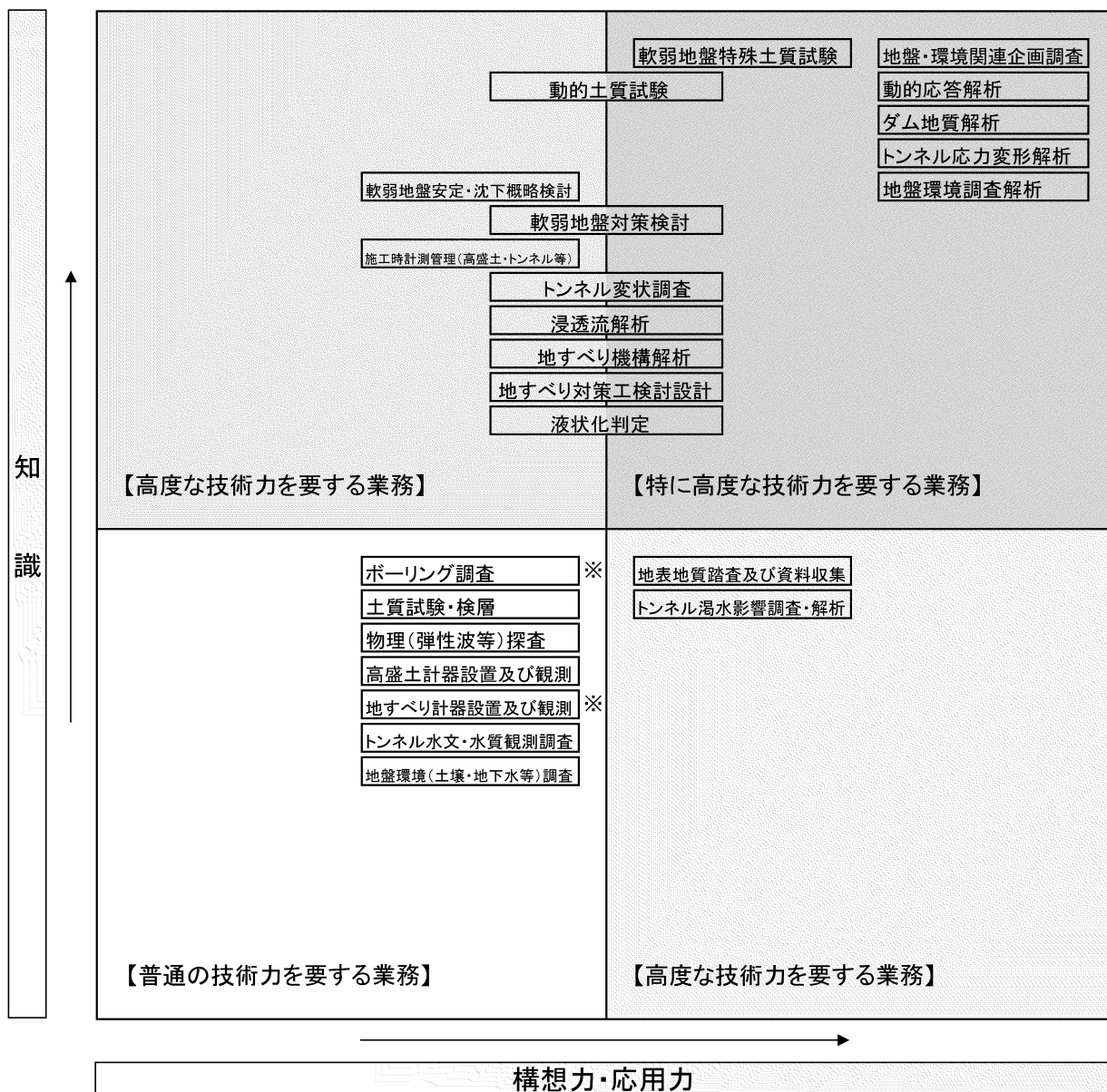
別表

業種区分	有 資 格 者	
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門，農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。），森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。），水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。），応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格，又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し，同法による登録を受けている者	社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し，登録を受けている者，建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者，並びに測量法による測量士の登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格，又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し，同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し，登録を受けている者，並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験（地質部門，土質及び基礎部門に限る）に合格し，登録を受けている者

業務種別	選定要件
橋梁	橋梁については、設計に高度な技術力を要するため、橋長により、要件を区分する。 １．橋長２０ｍ以上５０ｍ未満 ①建設コンサルタントの登録をしている。 ②県内に本店を有している。 ③「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」の技術士を有しているか「鋼構造及びコンクリート」のＲＣＣＭを有している。 ④過去１０年間に幅員４ｍ以上の新設橋梁（歩道橋は含まない）の実績（県内の県及び市町村事業）を複数有している。 ２．橋長５０ｍ以上 ①建設コンサルタントの登録をしている。 ②「鋼構造及びコンクリート」の技術士を有しているか、「道路」の技術士及び「鋼構造及びコンクリート」のＲＣＣＭを有している。 ③過去１０年間に幅員４ｍ以上で橋長３０ｍを超える新設橋梁（歩道橋は含まない）の実績（県内の県及び市町村事業）を複数有している。 ④県外に本店を有するものについては、②に示した有資格者を相当数有すること。 なお、地形の状況、その他特別の理由により、特殊な橋梁が想定される場合は、別途、事業主務課と協議する。
港湾・漁港構造物	港湾・漁港構造物の設計のうち、波浪推算・解析により波の特性を把握した上で行う外郭施設や係留施設等の設計については、高度な技術力を要するため、 １．波浪推算を伴うもの ①建設コンサルタントの登録をしている。 ②「港湾」の技術士又は「港湾」のＲＣＣＭを有している。 ③過去１０年間に波浪推算・解析等を伴う港湾・漁港構造物の設計実績（県内の県及び市町村事業）を複数有していること、又は県外において相当な実績を有している。 なお、県外において相当な実績を有する業者の選定に当たっては、別途、事業主務課と協議する。 ２．波浪推算を伴わない係留施設等 上記１または、 ①過去１０年間に波浪推算を伴わない港湾・漁港構造物設計の実績を複数有している。 ②橋長５０ｍ以上の橋梁設計業務の選定要件を満たしている。

業務種別	選定要件
地すべり対策 （調査を含む）	① 建設コンサルタントの登録をしている。 ② 「土質・基礎」又は「地質」の技術士を有しているか，「土質・基礎」又は「地質」のＲＣＣＭを有している。 ③ 過去１０年間に地すべり対策事業の調査，設計の実績（県内の県及び市町村事業）を有している。 なお，地すべり対策事業の全体計画策定や地すべり機構の解析を踏まえた観測位置の決定など，特に高度な技術力を要する場合は，事業主務課と協議する。
大規模施設等	トンネル，水門・堰，ダム，空港 地域高規格道路（概略・予備設計），河川計画，港湾計画策定 等 これらについては，主に，県外大手コンサルタントに委託されているが，特殊業務であり，その都度，事業主務課と協議する。

地質調査業務における業務難易度の目安



※ ボーリングや計測機器の位置決定などを伴う地すべり調査については、特に高度な技術力を要する業務として取り扱う場合もある。

土木関係建設コンサルタント業務における業務難易度の目安

難易度	普通の技術力を要する業務	高度な技術力を要する業務	特に高度な技術力を要する業務	備考（上乘せ）
河道計画・路線設計	詳細・修正設計 道路予備設計修正 道路詳細設計（Ａ）（Ｂ） 平面交差点・ダイヤモンド型ＩＣ詳細設計 歩道設計	平面交差点・ダイヤモンド型ＩＣ予備設計 ランプ型・クローバー型ＩＣ詳細設計 休憩施設詳細設計 鉄道交差設計 舗装設計	概略設計計画 予備設計計画 道路概略設計（Ａ）（Ｂ） 道路予備設計（Ａ）（Ｂ） ランプ型・クローバー型ＩＣ予備設計 休憩施設予備設計	
構造物設計	重要構造物以外の軽易構造物で中・難以外のもの 共同溝（開削工法）詳細設計 電線共同溝（ＣＣボックス）詳細設計 なだれ予防・防護柵施設・落石防護柵 標準設計使用（全工種） 横断歩道橋（簡易） 一般構造物設計（プレキャストボックス、プレキャストL型擁壁）	扶壁式擁壁等複雑なものの共同溝（開削工法）予備設計 シールド共同溝詳細設計 電線共同溝（ＣＣボックス）予備設計 ロックシェット、スノーシェット、スノーシェルター等 二連等複雑なボックス 橋梁架設工 仮設構造物詳細設計 横断地下道設計 横断歩道橋（形状難しい）	重要構造物概略・予備 橋梁予備設計 橋梁概略形式検討 橋梁一般図作成	現場制約が強く、特殊な工法、仮設計画が必要なもの
付属施設設計	土木設計 擁壁・補強土（普通） U型擁壁 法面工（普通） パイプカルバート ボックスカルバート・箱型函渠	擁壁・補強土（高度） 法面工（高度） アーチ、門型カルバート 門型ラーメン 植樹設計 標識・情報板配置設計		
河川工作物設計	樋門詳細設計 築堤・護岸設計 河川排水機場設計 砂防えん堤詳細設計（重力式15m未満、鋼製） 流路工詳細設計 流木対策施設設計	樋門予備設計 水門及び堰（軽易なもの） 砂防調査（流域特性調査、降雨・流出解析、地形・地質調査、自然環境調査、既存施設調査） 砂防えん堤予備設計 砂防えん堤詳細設計（重力式15m以上） 流路工予備設計	河川排水機場設計（高度） 水門及び堰（中以外の複雑なもの） 砂防調査（生産土砂量調査、流送土砂量調査、経済調査） 砂防計画	
橋梁上部工（メタル詳細設計）	単純合成桁（H形、鉸桁） 単純鋼桁（H形、鉸桁） 単純トラス	単純箱桁 単純合成箱桁 鋼床版桁（鉸桁・箱桁） 連続桁（鉸桁・箱桁） 単純トラス ゲルバートラス ゲルバー桁 π型ラーメン	単純鋼床版桁（鉸桁、箱桁） ランガー桁 ローゼン桁 アーチ桁 吊橋 斜張橋	長大橋で、風洞実験等の模型実験の必要なもの 構造解析が2次元でなく、3次元の計算の必要なもの
橋梁上部工（コンクリート詳細設計）	R C：単純床版 単純T桁 単純中空床版 P C：単純プレテンI桁 単純プレテンT桁 単純プレテンホー桁	R C：連続T桁 連続中空床版 連続ラーメン P C：単純箱桁 単純中空床版 連続中空床版 単純プレテンT桁 連結プレテンT桁 連結プレテンT桁	R C：アーチ P C：連続プレテンT桁 連続箱桁 連続ラーメン箱桁 斜材付きπ型ラーメン 方杖ラーメン	非対称、カーブの度合いが強く、構造計算が複雑なもの 現場の制約条件があり、特殊な施工工法、仮設計画が必要なもの
橋梁下部工詳細設計	橋台：重力式 逆T式 橋脚：重力式 逆T式 張出式 柱式	橋台：扶壁式 ラーメン式 箱式 橋脚：ラーメン式 SRC式 中空式		

土木関係建設コンサルタント業務における業務難易度の目安

難易度	普通の技術力を要する業務	高度な技術力を要する業務	特に高度な技術力を要する業務	備考（上乘せ）
基礎設計		地盤改良 横断歩道橋 場所打杭，既製杭	井筒 ケーソン 深礎杭 鋼管矢板 ^{リエル}	
解析業務	資料整理的な業務	下記のもので普通の技術力を要するもの 地域計画，道路網計画，交通需要計画，交通量解析（交通量推計），経済調査，整備効果調査，総合治水計画，地下河川生態系調査，環境調査・影響評価，景観設計，沿道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査	下記のもので高度な技術力を要するもの	全体に共通 審議会・委員会（学識経験者を含む）を設立，運営し対外機関との協議・調整の必要なもの 非定型業務で，先例が少なく，先駆的に解析手法を開発するもので，プロポーザル方式等による高度な技術力を要するもの

空白

土木関係建設コンサルタント選定表記載例

◆平成27年度土木関係建設コンサルタント選定表(県内業者)

[illegible]

注1) 橋梁の◎は橋長50m以上の要件を満たす業者
注2) 橋梁の○は橋長20m以上50m未満の要件を満たす業者
注3) 港湾漁港構造物の◎は波浪推算を伴う設計の要件を満たす業者
注4) 港湾漁港構造物の○は波浪推算を伴わない設計の要件を満たす業者

3億～	30 点
1億～3億	25 点
5千万～1億	20 点
1千万～5千万	15 点
～1千万	10 点

100以上	30
50以上	20
50未満	10

200～	30 点
150～200	25 点
100～150	20 点
50～100	15 点
15～ 50	10 点
～15	5 点

営業年数	
35～	30 点
25～35	25 点
15～25	20 点
5～15	15 点
～ 5	10 点

◆平成27年度土木関係建設コンサルタント選定表(県外業者)

[illegible]

注1) 橋梁の◎は橋長50m以上の要件を満たす業者
注2) 橋梁の○は橋長20m以上50m未満の要件を満たす業者
注3) 港湾漁港構造物の◎は波浪推算を伴う設計の要件を満たす業者
注4) 港湾漁港構造物の○は波浪推算を伴わない設計の要件を満たす業者

100億～	30 点
50億～100億	25 点
20億～ 50億	20 点
5億～ 20億	15 点
～ 5億	10 点

100以上	30
50以上	20
50未満	10

500～	30 点
250～500	25 点
100～250	20 点
50～100	15 点
～50	10 点

営業年数	
35～	30 点
25～35	25 点
15～25	20 点
5～15	15 点
～5	10 点

地質調査業コンサルタント選定表記載例

◆平成27年度地質調査業コンサルタント選定表

[illegible]

営業年数	
35～	30 点
25～35	25 点
15～25	20 点
5～15	15 点
～ 5	10 点

[illegible]

営業年数	
35～	30 点
25～35	25 点
15～25	20 点
5～15	15 点
～ 5	10 点

※1: 県内登録営業所の○印は、国土交通省の地質調査業者登録規定に基づく登録営業所を県内に有するもの

※2:地すべり実績に○印がある業者は、地すべりの調査・設計業務が可能なもの

なお、地すべり対策事業の全体計画策定や地すべり機構の解析を踏まえた観測位置の決定など、特に高度な技術力を要する場合は、事業主務課と協議すること。